

## 江戸川区公共調達基本条例の制定について

当区では、平成23年度より小・中学校改築に着手し、以降20年以上にわたり総事業費2,000億円を超える事業の実施を予定しています。

この事業において、区民の期待（社会的要請）に応えられる契約・入札制度を構築するために、平成20年6月18日、建築・法律の専門家等で構成された「公共調達システム検討会」を設置し、現行の入札・契約制度における様々な課題を検討・研究し、より適切な公共調達のあり方を探究してきました。その結果、平成21年7月に「小・中学校改築事業における公共調達システムのあり方～最終報告書～」を策定し公表しました。

さらに、この最終報告書で示されている社会的要請に、最大限応えられる公共調達制度の具体的な運用に向けて、平成21年8月、学識経験者6名を委員として「公共調達制度策定委員会」を発足させ、検討を行ってきました。

このたび、その結果を踏まえて、平成22年第1回区議会定例会に「江戸川区公共調達基本条例」を上程し、平成22年3月23日に議決を経て制定されました。

ここに、江戸川区公共調達基本条例を公表します。

# 江戸川区公共調達基本条例

## 目次

### 前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 公共調達過程の適正化に関する基本的施策（第八条―第十二条）

第三章 特定公共事業の実施手続（第十三条―第十九条）

第四章 江戸川区公共調達審査会（第二十条―第二十四条）

第五章 江戸川区公共調達監視委員会（第二十五条―第二十八条）

第六章 雑則（第二十九条―第三十一条）

### 付則

江戸川区は、区民の福祉の増進のため、多様なものとサービスを調達している。

それらの調達は、区民の負担の下になされるものであり、公平性・公正性・競争性・透明性の確保はもとより、地域社会への貢献や地域経済の活性化にその効果が十分に発揮されることが強く求められる。

共育・協働、安全・安心のまちづくりを掲げ、活力ある地域社会の実現を目指す江戸川区が推進すべき公共調達は、事業の計画から契約の相手方の選定、契約価格の決定、公共施設等の使用、維持管理、廃棄までを含めた継続性を有するものでなければならず、そのすべての過程において区民の福祉の増進に寄与する資産を形成するものでなければならない。

この認識の下に、江戸川区における公共調達の基本となる理念と原則を明らかにし、江戸川区が推進すべき公共調達を確実なものとするため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、江戸川区（以下「区」という。）の行う公共調達について基本理念を定め、区及び事業者の責務並びに区民の役割を明らかにし、公共調達に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、特定公共事業の実施手続並びに江戸川区公共調達審査会及び江戸川区公共調達監視委員会の設置について定めることにより、公共調達の公正かつ適切な運用を推進し、もって区民の福祉の増進及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公共調達 区民の福祉の増進に寄与する資産を形成するための工事の完成、役務の提供、物件の納入等、区が自ら支出負担行為に基づき行う調達をいう。
- 二 公共調達過程 公共調達の対象の特定、契約の相手方の選定、契約価格の決定、契約の履行から公共調達の対象の使用、維持管理、廃棄等に至るまでの区とその契約者

との間の契約の全過程並びに工事の下請、物件、原材料及び資材の購入等の公共調達の実現に関連する事業活動を含めた公共調達の全過程をいう。

三 事業者 公共調達過程に参加し、又は参加しようとする者をいう。

四 公共工事等 公共調達のうち、建設工事並びに建設工事に係る計画、測量、設計、監理、調査及びコンサルタント業務をいう。

五 公共工事過程 公共工事等に係る公共調達過程をいう。

六 建設事業者 事業者のうち、公共工事等を請け負うことを業とするものをいう。

(基本理念)

第三条 公共調達は、その公共調達過程の全体を通じて、区民の福祉の増進に資することを目標としたものでなければならない。

2 公共調達は、その公共調達過程の全体を通じて、事業者間の公正な競争が促進されるとともに、地域社会への貢献、地域経済の活性化及び地域環境の創造への配慮がなされたものでなければならない。

3 公共調達は、その公共調達過程の全体を通じて、公平性及び公正性を貫き、その透明性を確保して行われなければならない、不正行為は徹底して排除されなければならない。

(公共工事等についての指針)

第四条 公共工事等は、公共工事等が現在及び将来における区民生活並びに地域経済の基盤となる社会資本を整備するものとして重要な意義を有することにかんがみ、その対象物の区民生活における機能及び公共工事過程の地域経済に及ぼす影響について十分に配慮されたものでなければならない。

2 公共工事等は、その対象物が長期間にわたって使用されて初めてその品質が明らかとなること、その品質が受注した建設事業者の意欲及び能力に負うところが大きいこと、個別の公共工事等ごとに条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、その発注においては価格、品質その他の条件が総合的に優れた内容の契約がなされるとともに、その契約の適正な履行が確保されたものでなければならない。

3 公共工事等は、これを担う健全な建設事業者の育成が区民生活の安全及び地域経済の活性化に重要であることにかんがみ、建設事業者の技術力及び能力向上のための努力のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、公共工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても適切に評価し、当該評価を公共工事過程に適切に反映したものでなければならない。

(区の責務)

第五条 区は、基本理念にのっとり、公共調達過程を適切に運営し、管理する責務を有する。

2 区は、公共工事等についての指針に基づき、公共工事過程を適切に運営し、管理する責務を有する。

3 区は、前二条の規定に基づき、公共調達過程の適切な運営及び管理のための施策を策

定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、公共調達過程においてその役割を果たし、もって区民の福祉の増進及び地域社会の健全な発展に貢献する責務を有する。

2 建設事業者は、公共工事等についての指針に基づき、自らの努力によってその能力を向上させ、受注した公共工事等を適正に履行し、公共工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に配慮するとともに、地域における社会貢献に努める責務を有する。

(区民の役割)

第七条 区民は、区による公共調達の運営について不断に監視するとともに、公共調達の目的が十分に発揮されるよう協力を努めなければならない。

第二章 公共調達過程の適正化に関する基本的施策

(区民生活の向上への貢献、地域経済の活性化への寄与)

第八条 区は、公共調達過程が区民の福祉の増進及び地域経済の健全な発展に果たす役割にかんがみ、公共調達に当たっては、その公共調達過程が区民生活の向上に最大限に貢献し、地域経済の活性化に寄与するようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の能力向上、受注機会の確保)

第九条 区は、意欲ある事業者が自らその能力の向上を図ることを支援するとともに、その能力を最大限に発揮できるようにするため、適切に受注の機会が得られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(発注者としての能力向上、専門家の活用)

第十条 区は、発注者として公共調達過程を適切に運営するため、自らの能力を向上させるとともに、必要に応じて公共調達に関する専門家の活用等必要な措置を講ずるものとする。

(適切な契約条件の設定)

第十一条 区は、公共調達がその長期にわたる公共調達過程の全体を通じて区民の福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与すべきものであることに配慮し、公共調達のための契約において価格、品質、納期、保証等の契約条件が適切なものとなるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(透明性の確保、不正行為の防止等)

第十二条 区は、公共調達過程の透明性を確保し、自らの公正中立な立場を堅持するとともに、公共調達過程における不正行為の防止及び不良不適格事業者の排除を徹底するため、必要な措置を講ずるものとする。

第三章 特定公共事業の実施手続

(特定公共事業の指定)

第十三条 区長は、区が行う事業のうち、区民生活に密着し、地域社会の健全な発展のために特に重要な事業について、その事業の社会的要請を実現するため、その事業を遂行

するための公共工事過程において特に価格以外の要素を重視すべき事業（以下「特定公共事業」という。）として指定することができる。

- 2 区長は、特定公共事業を指定するときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 特定公共事業の実施手続については、法令に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

（特定公共事業基本計画）

第十四条 区は、特定公共事業の遂行に当たっては、その事業ごとに求められる実現すべき社会的要請を明らかにした当該事業に係る計画（以下「特定公共事業基本計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 区は、特定公共事業基本計画を作成するときは、あらかじめ、区民及び当該特定公共事業について意見を有する者に意見を提出する機会を与えなければならない。
- 3 区は、特定公共事業基本計画を作成するときは、前項の規定によって提出された意見を付して、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。

（特定公共工事対象物の設計及び契約の単位）

第十五条 区は、特定公共事業を遂行するために行われる建設工事（以下「特定公共工事」という。）の対象物を設計し、又は特定公共工事に係る契約の単位を特定するときは、特定公共事業基本計画に示された社会的要請が最大限に実現されるものとなるよう努めなければならない。

（社会的要請型総合評価一般競争入札）

第十六条 区は、特定公共事業の果たすべき社会的要請を最大限に実現するため、特定公共工事の契約者の選定に当たっては、特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現への貢献を当該評価項目に加えた総合評価方式による一般競争入札（以下「社会的要請型総合評価一般競争入札」という。）によらなければならない。

- 2 区長は、必要があると認めるときは、社会的要請型総合評価一般競争入札において、当該入札に参加する者に必要な資格を定めることができる。
- 3 区長は、前項の規定により資格を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。

（落札者決定基準）

第十七条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、当該入札に係る申込みのうち、価格及び特定公共事業基本計画に示された社会的要請の実現のための条件が区にとって最も有利なものを落札者とするための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

- 2 区長は、落札者決定基準を定めるときは、特定公共工事の公共工事過程において、基本理念及び公共工事等についての指針が最大限に実現されるよう配慮しなければならない。

3 区長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札を行おうとするときは、当該入札に係る落札者決定基準を公告しなければならない。

(落札者の決定)

第十八条 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札においては、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しなければならない。

2 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定するときは、あらかじめ、江戸川区公共調達審査会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、社会的要請型総合評価一般競争入札において落札者を決定したときは、落札者の決定の理由及びそれに対する江戸川区公共調達審査会の意見を公表しなければならない。

(異議の申入れ)

第十九条 特定公共事業の実施手続における取扱いに関し、異議のある者は、区長に対し、異議を申し入れることができる。

2 区長は、異議の申入れを受けたときは、当該申入れに係る取扱いに関し、遅滞なく、江戸川区公共調達監視委員会に諮問しなければならない。

3 区長は、当該諮問に対する江戸川区公共調達監視委員会の答申を尊重して、当該申入れに対する決定をしなければならない。

#### 第四章 江戸川区公共調達審査会

(審査会)

第二十条 公共調達過程の適正化及び公平かつ公正な契約者の選定過程の確保のため、区長の附属機関として、江戸川区公共調達審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この条例の規定に基づき、特定公共事業及び特定公共工事について区長に対して意見を述べる。

3 審査会は、区長の諮問に応じ、又は自発的に、公共調達過程に関する重要事項について調査審議し、区長に対して意見を述べることができる。

(審査会の組織)

第二十一条 審査会は、七名以内の委員で組織する。

2 審査会の委員は、区及び事業者と利害関係を有しない学識経験者のうちから、区長が委嘱する。

3 審査会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

4 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第二十二條 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第二十三條 審査会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(審査会の運営)

第二十四條 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

第五章 江戸川区公共調達監視委員会

(委員会)

第二十五條 特定公共事業の実施手続における取扱いに関する異議の申入れに関し、第十九條第二項の規定に基づく区長の諮問に応じ、調査審議するため、区長の附属機関として、江戸川区公共調達監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項に規定する調査審議の結果について区長に答申する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、区長、事業者又は異議を申し入れた者に意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(委員会の組織)

第二十六條 委員会は、三名以内の委員で組織する。

- 2 委員会の委員は、区及び事業者と利害関係を有しない学識経験者のうちから、区長が委嘱する。
- 3 委員会の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第二十七條 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の全員一致をもって決する。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員長が指名する委員に事案の調査その他必要な事項を委任することができる。

(委員会の運営)

第二十八条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 第六章 雑則

(守秘義務)

第二十九条 審査会及び委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(兼任の禁止)

第三十条 審査会の委員と委員会の委員とは、兼任することができない。

(委任)

第三十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 付 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。